

## 令和7年9月定例会 一般質問 福岡憲宏議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。

### 「公益通報者保護制度について」

○福岡憲宏 皆様おはようございます。

議長のお許しをいただいたので、発言させていただきます。

前回、議長からは今のは質問ですかと何度か私の質問をご理解いただけなかつた場面がありました。今回は、私の質問が分かりやすくするために、できるだけジェスチャー等も入れていきたい、工夫をしていきたいと考えております。

また、月曜日の夜遅くまで市役所に電気がついてたよと市民さんのはうからご報告がありました。理事者の方々もよりよい答弁をしたい、さらに多く説明したいはやる気持ち、その気持ちちは本当によく分かるんですが、しっかりとこちらの質問した事項に答えていただきますよう、よろしくお願ひします。順番にしっかりと聞いていきますから、早く早く答えなくとも大丈夫です。よろしくお願ひいたします。

それでは、大項目1、公益通報者保護制度についてをお伺いしていきます。

首長によるセクハラやパワハラにより職員が辞職に追い込まれる事例が報道され、新聞の社説には「首長の嫌がらせ、職員の被害、見過ごさぬ制度に」との見出しがありました。告発者である職員を保護するために制度を整えておく必要があると考えております。

自治体の首長によるセクハラやパワハラに対し、被害を受けた職員の訴えをしっかりと受け止め、問題行為に厳しく対処する仕組みを整える必要があると社説はこのようにぐくっておりました。

兵庫県政の混乱で日本全国で注目されることになった公益通報者保護制度、不当行為やコンプライアンス違反の是正のために有益な制度なんですが、残念なことに告発内容が告発された側の首長に伝わり、誰が告発したのかをあぶり出す犯人捜しが行われたり、異議を唱えた者への報復人事、相談窓口やハラスメント防止の仕組みが役に立たなかつた事例もあるようです。

そこで、お伺いいたします。

公益通報の分類とそれぞれの内容を簡単に教えてください。

それでは、壇上からの質問を終わります。

○市長公室長 公益通報につきましては、労働者等が不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的、その他の不正の目的ではなく、役務の提供先の法人または当該役務の提供先の事業に従事する場合におけるその役員等について、通報対象事実が生じ、またはまさに生じようとしている旨を当該通報対象事実について、処分もしくは勧告等をする権限を有する

行政機関等に通報することをいうと定められております。

そして、通報に当たりましては、役務の提供先または役務提供先があらかじめ定めた者として事業者の内部、そして行政通報対象事実について処分または勧告等をする権限を有する行政機関、そしてその者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生またはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者としてその他の事業者外部等の通報先の3種類が定められております。

○福岡憲宏 丁寧なご説明ありがとうございます。そんなに長くなくても大丈夫です。取りあえず簡単に教えていただきたかったなと思います。取りあえず3種類あるということですね。

じゃあ、今回は市職員のお話をさせていただきますので、内部通報に絞ったお話をさせていただきたいと思います。

告発者の職員を守るためにには、被害などを相談しやすい環境を整え、公正な調査を実施する体制整備が不可欠です。

まずは、公益通報者保護法第13条の内容について、簡単に構いません、教えてください。

○市長公室長 第13条におきましては、行政機関が取るべき措置として定められておりまして、まず第1項には、通報対象事実について権限を有する行政機関が公益通報をされた場合について必要な調査を行い、法令に基づく措置を取る義務を規定しているものでございます。第2項には、通報対象事実について権限を有する行政機関は措置の適切な実施を図るため、公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、その他の必要な措置を取らなければならない旨を規定しているものでございます。

○福岡憲宏 法令に基づく措置を取らなければならないというふうなこと、これがメインかなというふうに思います。

では、公益通報者に対する質問をしていきますが、当然保護するためには氏名など必要だとは思いますが、匿名でも公益通報することができますよね。

○市長公室長 匿名通報の場合につきましては、詳細な情報を確認できず、十分な調査ができないおそれがございますので、顕名での通報を原則としていますが、法令に違反している具体的な事実が明確で客観的に示すことができる場合には匿名での通報が可能となるものもございます。

ただし、実際に不利益を受けた場合におきまして、同法による保護を受けるためには自分が公益通報した者であることを明らかにする必要がございます。

○福岡憲宏 私のほうでも、質問で保護するためには当然氏名は必要であるという話はしますので、別にそこまでの答弁は要らないんですけど、要するに今の話からしたら可能であるということですよね。分かりました。

じゃあ次、退職者。**退職者でも1年以内なら保護の対象というふうになってるんですけど、これは事実の確認だけですけども、どうですか。**

○市長公室長 法の規定にも書かれておりますが、通報の日前1年以内ということで、退職

して1年以内の者が対象となる旨が規定されておるものでございます。

○福岡憲宏 匿名でもできるし、退職者でもできるというふうなことが分かりました。

じゃあ、職員をしっかりと守っていくためには、弁護士など外部の人材体制の相談窓口を整えるべきだと考えておりますが、外部の専門家の活用について、香芝市ではどのようになっているでしょうか。

○市長 外部の人材を公益通報の窓口とするかどうかについては、福岡議員が市長だった頃と何ら体制に変更はございません。

○福岡憲宏 あるかないかというご質問をさせていただいて、これも通告してるんですけども、ないというふうだけで、それだけの答弁だけだったんですけども、私の時代から多分ないというふうに思います。兵庫県の事例を受けて、全国的に問題になったんで、法律に非常に詳しい三橋市長だったら新しくそういう弁護士会とか、協力しながらやってるのかなと期待して質問したわけでございます。

ということで、ほかの他市のお話をさせていただくと、弁護士であったりとか大学の教授であったり、医師であったりという方々を委嘱してやってるところもあるようでございます。

では、トップが自分の都合のいい解釈で事実をねじ曲げられない仕組みの構築というの必要なんんですけども、公益通報者を保護しなかったということが起こってはならないで、例えば上司の思い込みで都合のいいように虚偽の報告書なんかを作ったら、当然こんな駄目ですよねと。中間的な立場の職員が聴取した場合、なかなか対応できないのかなというふうには思うんですけども、相談しにくい場合、例えばですが、議員などに報告してもそれは受理されていくのでしょうか。

○市長公室長 本市におきましては、香芝市職員等公益通報の事務処理に関する要綱を定めておりまして、職員等以外の者からは、職員等が行う事務について公益通報を行う場合は、職員等からの公益通報とみなして取り扱う旨を定めているものでございます。また、消費者庁のガイドラインにおきましても、職員等のほか、当該地方公共団体の法令遵守を確保する上で必要と認められるその他の者からの通報を受け付けることができるとはしております。

以上です。

○福岡憲宏 ちょっと話が長くて、あまり分からなくてすいません。とにかく議員でも大丈夫ということは理解しました。

じゃあ、匿名でももちろんいいということであれば、代理人でも問題ないのかと、これは法律的に代理人でもご問題ないということですね。確認だけです。

○市長公室長 はい。議員のおっしゃるとおりでございます。

○福岡憲宏 今のこと整理させていただくと、匿名でもオーケー、退職した人も1年ならオーケー、議員に相談してもオーケー、そして代理人でもオーケーということですね。

ということは、何か昨日吉田議員に投書があった話がありましたけども、私のところにも

何らか、何通か届いております。また、お話を聞いてると、ほかの議員のところにも届いているようでございますと。今この一般質問でいろいろどういう人が対象かというお話をさせていただきましたけども、何か気なることとかあったら、議員の先生方にいろいろ相談していただきたいなというふうに思います。

では、兵庫県の事案を受けて、香芝市自体の内部通報制度というのは何か変わったこととかあるのか、もしくはそもそも適切な運営は図られていたのかということについて教えてください。

○市長公室長 特に、その前後において運用を変更しているものはございません。

以上です。

○福岡憲宏 では、本市のこれまでの内部通報制度の活用状況についてお聞きいたします。  
通報件数や内容の推移などあれば教えてください。

○市長公室長 過去に香芝市職員等公益通報の事務処理に関する要綱に基づく内部からの公益通報を受けたものはございません。

○福岡憲宏 ないということで、ただ制度がしっかりと理解されてない職員ももちろんおられますので、しっかりと周知はしていっていただきたいと。

そして、ないから問題がないではなくて、これは学校のいじめもそうですよね。今日、何かニュースとかになってたんですが、学校においていじめ件数が非常に少ないところほど、逆に気になる案件があるんじゃないかと、隠れいじめじゃないですけども。そういうふうに認知されてないからこそ逆にあるんじゃないかというふうに、文科省としてはチェックしているという、そういうふうな記事があったんですけども、まさにそのとおり。ないからといって安心はできない。当然こういう制度があるということをしっかりと職員に知っていたとき、どういう人が通報できるのかということは、今後もしっかりと通知をしていただきたいなというふうに思います。

兵庫県の事案については、職員からの通報が公益通報に当たるかどうかの判断の誤り、プロセスの誤り、首長の不正などの疑惑が報道されておりました。

香芝市においても、通報者が安心して相談できる体制かについてお伺いします。

本市の内部通報制度では、通報があった場合、その内容が具体性、真実性があると、ある程度高いと認められる場合は調査になると思います。この判断は誰が行うのでしょうか。判断は誰が行うかということ、順番にいろいろ聞いていきますから、シンプルにその部分をお答えください。

○市長公室長 まず、違法または不当な事実の有無に関する調査の必要があると判断した場合におきましては、公益通報管理者がその必要性を判断して調査を行っていくものでございます。

○福岡憲宏 管理者は、香芝市においては誰になるんですか。

○市長公室長 管理者につきましては、要綱におきまして市長公室長を充てる旨を規定しているものでございます。

○福岡憲宏 そうですね。室長がやると、僕もそう思うてたんで確認しただけです。

じゃあ、逆にもし具体性、真実性が低いと、これは調査しないというふうな場合はどのような対応になるんでしょうか。

○市長公室長 実際には、調査をした中で、ご質問のように対象にならない、真実性に欠けるものであった場合におきましても、聴取したその結果、確認の結果を情報提供として扱つたということを通報者のほうに通知をするというふうな形になります。

以上です。

○福岡憲宏 調査を行わない場合、どのような対応かと思ったんですけど、調査はしてくれることなんですね、真実性が低くても。その結果、いや、これはちょっと真実性が低いというふうな調査結果を本人なり代理人なりに伝えていくと、こういうことなんですね。分かりました。

じゃあ、市長や副市長、教育長など特別職への問題提起という場合もあると思います。そういう場合は、同じような対応になるんでしょうか。

○市長 ご質問の趣旨がよく分からないので、もう一度、分かりやすく質問してください。

○福岡憲宏 通告のときには、しっかりと通告をさせていただいたので、職員の方はご理解されてるかもしれませんけども、市長、副市長、教育長など特別職への問題提起が通報者からされた場合も同じような対応になるのかという質問をさせていただきました。当然、同じになるだろうというだけの答えなんですけども、事務的なことなんで、別に市長が答えていただかなくても大丈夫ですけど。

○市長 特別職も労務提供先とか、そういうことになれば、当然公益通報に当たるものについては公益通報として処理することになります。

○福岡憲宏 当然の質問をさせていただいただけなので、別に構いませんけども。

じゃあ次、ハラスメントの話を次にさせていただきたいと思うんですけども、パワハラの理解を深めるということで、早期に問題を解決できる能力が向上し、職員のメンタルヘルスを守ることにより、市民の満足度の向上につながるようなパワハラ防止の研修は必要だと考えております。毎年かな、人事課で実施していると思いますが、令和7年度のこの研修つてどのような立場の人がどれくらいの人数参加されたのでしょうか。

○市長公室長 7年度の研修に関しましては、32人が受講したところでございまして、対象につきましては……。ちょっとすいません。

申し訳ございません。今年度の対象がたしか非管理職だったと思うんですけども、これは毎年実施しておるわけでございますが、管理職でございましたり、中堅職員、新人職員といった対象を分けまして計画的に実施しているものでございます。

○福岡憲宏 では、その管理職の方々っていうのは、またそのうち順番で回ってきて受けられると、こういうことでいいですか。計画があるなら教えてください。もしなければ、それだけのことですけど。

○市長公室長 今何年度に行うというところの計画が私が把握してるものではございませ

んが、私も管理職になりまして実際にハラスメントの研修も受講しております。

以上です。

○福岡憲宏 今後もこう順繰り順繰りいろんな方々が、いろんな立場の人が行う、研修を行っていくと、こういうことでいいですね。分かりました。

じゃあ、ハラスメント、パワーハラスメントの定義というのを調べさせていただいたら、3つの要件があるようでございます。

1つ目としては、優越的な関係であるということ、2つ目としては業務上の範囲を超えているということ、そして3つ目としては労働者の就業環境が害されると、この3つが該当するものがパワーハラスメントだとおおむねされている、これでいいでしょうか。

○市長公室長 はい。議員お見込みのとおりでございます。

○福岡憲宏 では、上司から土曜の夜にSNSで問合せが来て来庁し、そこから朝方まで仕事って場合、上司がっていうところで1つ目の優越的関係に該当するのかなと思います。土曜の夜にSNSで問合せっていうのが業務上の範囲を超えてる、この2番に当たるのかなと思います。そして、来庁して朝方まで仕事、これって3番の労働者の就業環境を害されるに該当するように感じます。

当然災害時など、そういうときなら分かるんですが、平常時、このようなことがあった場合、こんな事例っていうのはどう考えますか、仲部長は。認定云々の話じゃないですよ、別に。仲部長としては、このような事例、案件を見聞きした場合、どう思いますか。

○市長 そのハラスメントの認定というのは、個別具体的に総合的な事情を判断するものでありますので、ちょっとご質問の趣旨がよく分からないので、一概にお答えすることは困難だと思います。

○福岡憲宏 私の話、聞いてていただけました。認定云々の話というわけじゃないですよ。別にその認定云々、市の見解とかを求めてるわけではないです。仲部長としてこのような案件を耳に聞いたとき、素直にどう思うかってお聞きしてるんですけどね、個人的な意見なんですけども。個人的な意見は話しないというのであれば、仲部長が個人的な話はしないと言つていただいたらいだけですけども。

○市長 市議会では個人的な見解を表明する場ではございませんので、もっと市政に関する質問をしてください。

○福岡憲宏 はい。議長からも注意されたので。じゃあ、今後、市職員の人が何かを述べるときに個人的な意見ですがとよくおっしゃってた記憶があるんですけども、そういうことは一切なくということでいいですね。

私が仲さんにお聞きしたのはなぜかというと、先ほどのときに判定するのは仲さんだと、仲部長であると、今は仲部長です。市長公室長がそれを判定するとなつたからお聞きしているんであって、別に仲さん、仲部長の個人的な話を聞いてるわけじやなくて、室長としてこのような案件を受けたらどうすんのっていうふうなことを聞いてるだけなんですけどもね。分かりました。これは、あくまで、市議会としてふさわしくないと議長にお話を言われ

たので、この話はやめます。

じゃあ、このような話を私は見聞きしたのですが、夜に突然職員が上司からLINEが来て、土曜日に、そして朝方まで仕事してると。こういった事実っていうのは把握してるんですかね。

○市長 職員の具体的な勤務時間については、お答えを差し控えます。

○福岡憲宏 今のは、市議会として職員の働き方として非常に問題があるのではないかという投げかけをしてるんですけども、それは市議会で話すことではないんですかね。議長、どうなんですか。でも、議長の判断でもちろん。

○市長 市議会として取り扱っていただいて結構ですけれども、市として職員の具体的な勤務時間を開示するということは差し控えます。

○福岡憲宏 オーバーワークになってないですかということのご質問をしてるんですけども、それもおかしいと、開示できないというのは、ちょっと僕はおかしいかなとは思いますので、僕なりにじゃあ調べさせていただいて、事実、事実だけを公表していく。そのような形を取っていきたいと思います。別にそれがオーバーワークでないと市長がおっしゃるなら、それはそうでしょうし、個人的に働いてるだけだと言うなら、それはそうかもしれませんけども、私は職員が土曜に呼び出されて朝まで、災害時は別ですよ、してるのはちょっとおかしいなと思って、こういう事実があればね。それに対して、じゃあ調べさせていただきますと。

職員が安心して働けないような役所っていうのに良質なサービスは、住民サービスは望めないというふうなことを私は申し上げて、この項目はじゃあ終わらせていただきます。

### 「市長部局権限について」

○福岡憲宏 では、市長部局の権限についてという話をさせていただきます。

先日の委員会でも議論されておりましたが、いじめ防止対策基本方針、なぜ総合政策側でつくるのか、市長部局の越権行為にならないのということが議論されておりました。

教育総合会議の議事録がまだアップされてなかつたので、私なりに担当職員に確認をさせていただいたところ、総合政策課でつくる話っていうのは、その場ではなかつたと記憶してのことでした。協力してつくるとなれば、そんなに問題はないのかなと私自身は思いますが、当然総合政策課がメインになってつくらなければならないであつたら、ちょっと問題かなとは思うんですけども。総合政策課メインでやってません。協力でやってるんですか、その辺はどうなんですか。

○市長 香芝市いじめの防止等のための基本的な方針の改正につきましては、主に教育部、市長公室及び子ども家庭部において事務を担当してございます。

さきの、先般の委員会でも一部の議員が誤った解釈によって市長部局が関与してはならない旨を主張されていましたけれども、総合政策課は香芝市事務分掌規則第5条に規定す

る事務を所掌しているところ、いじめ防止対策推進法第24条の規定に基づく措置に関する事務についても所掌していることになっており、いじめ対応に当たっても法律上の問題点が多岐にわたるものであるので、文書法制課においても法制上の審査を経る必要がございます。したがって、市長公室や子ども家庭部が参画していることについては何ら問題ないものと考えております。

○福岡憲宏 少し質問からずれた答弁になってる気がしますけども、私はメインが総合政策課でやるのはちょっと問題じゃないかと。協力してやることには問題ないですよと質問をさせていただいて、市長の答弁が問題ないというのがよく分からないですけども。あとは、一部の議員の誤った解釈ですか。そんなことも別に質問したつもりはないんですけども、一部の議員が多くの議員かちょっと分からないですけども、比較的私のときは多くの議員がある程度教育部とはしっかりと市長部局は距離を置いてやっていかなければならぬというふうに思っていたんですけどもね。一部の議員の誤った解釈と市長がおっしゃってるなら、それはまた後の議論になるかもしれませんけども。

次の話をさせていただくと、議員の7月の学校視察の件をさせていただきます。

当日中止になりました。私に教育部の次長からお電話いただきました。その内容を再確認したいと思います。

これは、子ども家庭部長からもお電話いただいたんですが、今回は小学校の話をさせていただきます。保育所は、さきの全員協議会の中で一般の人の受入れも、視察受入れは朝7時前、もしくは夜の7時以降、受付しますよって、これ市長の裁量権で決定されてますので、そこに対しては自治会とかはどうするのかなとは思いながら、それは裁量権ですから、特にないというわけじゃないんですが、單刀直入にお聞きをしたいんですが、小学校への受入れ、市長部局からは何を当時の教育部長にお話しになったんでしょうか。

○市長公室長 まず、要綱を制定するまでの間におきまして、市議会議員の学校施設等の訪問につきましての文書っていうのが以前にございまして、それに基づいて視察の受入れを行っていたものでございますが、従前から児童及び生徒のプライバシーの保護の観点から問題がありましたほか、視察の受入れによって現場の教職員の負担が大きいことなどの課題がございましたため、保育所、認定こども園、幼稚園及び小・中学校の施設の受入れについて統一的な取扱いにより受け入れることとして、一定の考え方を整理するに当たっての要綱を制定するようにして、それまでは視察の受入れを中止することとしたものでございます。

以上でございます。

○福岡憲宏 当日、次長からは要綱をつくり直すから一旦中止とは聞いてないですけども、要綱つくるのは後の話ですよね。それは、それで納得はするんですね。ただ、その日に要綱をつくり直すからやめますって、そんな話はなかったんですけどね。次長と確認はされました。

○市長 福岡議員にどういう説明をしたかどうかは特に問題になるんですか。見直すこと

となった理由は、今市長公室長が答弁したとおりであります。

さきの委員会でも答弁しましたが、学校施設や保育施設等に誰を立ち入らせて誰を立ち入らせないかということについては、施設管理者の広範な裁量によるところでございますので、それに対して逐一全て説明を加える義務もございませんし、説明をするかどうかを含めて総合的な事情を考慮した上で施設管理者の判断にあくまでよるべきものだと考えてございます。

○福岡憲宏 説明しなくて、じゃあこれから何でも施設管理者、何でも市長何キャラ権とか、何かそんなで全部説明していくと、こういうことですよね。じゃあ、議会において議員さんに説明する意思は、市長としてはそんなにないということかなというふうに思うんですけどもね。

私自身がどのように言われたかというふうなことは、今おっしゃったみたいにプライバシーの問題はおっしゃってはりました。プライバシーの問題があるんだというふうに言わされたと。保護者に確認を取らなければならないみたいなことを言わされたと、どうやって確認を取るのか分からぬですけど。じゃあ、それって前に視察された議員は、何かプライバシーで問題起こしたんですかって、いや、そんなわけではないんですけど、こんな感じの話だったかなと。あとは、そもそも議員に視察調査権なんかないんだというふうに言わされたと。先ほど、教職員の負担になるというふうに、同じように職員を議員につけるのなんか意味あるのかと。そんなんは必要ないんじゃないかと、その方針なんですね。だから、多分昨年の議員視察もそのような考え方で人員は必要ないというふうに考えたと。それが市長の権限だと言われれば、そなんでしょうねと。

ただ、そこまで市長部局が関与するなら、学校視察に関しても教育長に書類を出すっていうのは不思議な気がするんですけどね。それやったら市長に出したらいいんじゃないのかなというふうに思いますけどもね。この権限に関しても、当然一部の偏った議員の誤った考え方だとおっしゃるならそうかもしれませんけど、基本的にもう平行線になりますので、この話はそこぐらいにしておきたいと思います。

### 「予算執行について」

○福岡憲宏 では、予算執行についてお話をさせていただきたいと思いますけども、府内のカメラについて、**令和6年度の当初予算に府舎内の防犯カメラの計画ってありましたか。** あったかなかつたかでいいですよ。どうぞ。

○総務部長 失礼します。**当初予算の枠の中で持っていた予算で執行しております、実際予算要求のところに明確な計画はあったということではございません。**

以上です。

○福岡憲宏 そうですよね。当初予算にはなかったわけですよ。年度末に設置しました。今この話からしたら、枠でやったということは、補正予算も組んだわけでは当然ないということ

ですよね。

先輩議員とたまたまこういうカメラの話をしてたときに、庁舎内のカメラの存在についてご存じなかったと。つまり議会への説明をしてなかつたというふうなことなんですが、これはどうやって決まっていったんですかね、**庁舎内にカメラをつけようというふうになつていった経緯を教えてください。**

○総務部長 失礼します。**庁舎内のセキュリティー向上を目的として、市長のご指示より設置しております。**

以上です。

○福岡憲宏 セキュリティー向上のためということですね。

防犯カメラの内容についてお話をさせていただきたいんですけども、このカメラについて個人情報というのは、特定の人物を識別できるので、個人のプライバシーや個人情報の観点から運用や設置については十分に留意していかなければならないと私自身は考えております。

防犯カメラの設置義務なんですが、基本的には防犯のみを目的としてカメラを設置する分に表示義務というのは発生しないようですが、プライバシーの配慮から防犯カメラ設置の旨を告知しているお店などは多いのが現状です。

**店舗の防犯カメラの利用に際し、設置を告知する義務が生じるケースもあるようです。**カメラの映像を利用して顔で個人を識別したり、登録済みのデータと照合したり、入退室を管理するといったような防犯以外の目的がある場合、カメラの設置を告知する義務があるみたいですね。告知の際には、カメラの設置とともに個人情報の取得、利用目的の明記などが必要です。

**この市役所内に設置されている庁舎内の防犯カメラ、何かそのようなガイドラインとかっていうのはあるんでしょうか。**

○総務部長 **設置要綱の部分におきまして、犯罪の未然防止を図るとともに、犯罪または事故等の発生時における事実関係を明らかにするための体制を整備し、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現すること**というのを目的に設置させていただいております。

以上です。

○福岡憲宏 ということは、よくある一般的な責任者を指定してたりとか設置、ここに防犯カメラがありますよっていう設置を明確にしているわけでもないし、範囲を最小限にしてるとかというわけでもないし、作動中ですよとかということを書いてるわけでもないと、こういうことなんですね。

ということは、このカメラっていうのは、今そこでおっしゃったみたいに、防犯以外には使わないということでいいですね。それは、よろしくお願ひします。

では次は、流用について、本会議でもお話をさせていただきましたけども、子供用のはつぴ、これ令和6年度当初予算にはつぴの計画はありませんでした。そして、同じく補正予算

でもありませんでした。これもお金はないから購入はできないんですよ。人件費の流用というのは当然よくある話です、ここからここ、さらに枠が少なくなったから動かす、分かるんですけども、子供用のはっぴっていうのも当然流用したから出てるわけなんですね。

じゃあ、これ見させていただくと、委託料、負担金補助及び交付金、同じところからしたら、そこから流用してるとと思うんですけども、そもそも子供用のはっぴって、これって急に必要になったようなもんなんですかね。

○市民環境部長 しごと展、産業展の実施に当たりまして、子供さんにもこのイベントのよさ等を分かってもらいたいと、そう理解してもらいたいと、もっと近づいてもらいたいと、そういう考えによって作ったといったところでございます。

以上でございます。

○福岡憲宏 それは、そのような思いを部長が持たれて予算要求していったということですか。

○市民環境部長 予算要求というより、商工振興費の中の節間流用、同一目内の節間流用をいたしました。

以上です。

○福岡憲宏 じゃあ、部長の思いがあって、節間流用をしていったと、こういうことなんですね。分かりました。

では次に、東京への陳情というふうなことについてお話をさせていただきます。

これから開示請求させていただいたときに、そんなにたくさんあるわけではないんですが、9月、10月、11月の東京への出張命令書というのがあります、これ国への陳情に行かれているわけなんですね。別に旅費の話とか効果の話、そういう話をしているわけではないです。どんどん行っていただきたいと思いますと。

気になってるのは、この命令書を見ると秘書事務の旅費で行ってらっしゃるんですけども、違う職員が秘書事務で行ってるんですけども、各課の旅費ってそれぞれついてると思うんですよね。だから、各課の旅費で行くのが一般的な処理ではないのかなというふうに思うんですよ。金額の話ではなくて、この処理の仕方については、問題ではないのかなと思うんですが、その辺はいかがですか。

○市長 私が把握している限りは、福岡議員が市長を務められていた時期と同じような処理をしているということでございます。特に問題があるものとは考えてございません。

○福岡憲宏 市長にお伺いしたんじやなくて、会計のほうとして、会計処理としてどうなかなということが気になったのでお話をさせていただいているんです。

私自身は、そこまで出張命令書のどこから経費が出てるかということを、これは私の不徳の致すところでございますが、本来それぞれの旅費で行くべきことなのかなというのをこの開示請求を見て初めて分かった次第でございます。私も反省をしなければならないんですが、私は反省するんですが、三橋市長としては、これはそんなもんだというふうに思ってるということなんですかね。

これ9月、10月、11月のやつなんんですけども、秘書課っていうのは同行してるんですかね、してないようにお見受けしてるんですけども。

○市長 具体的に何月何日の出張のことをおっしゃっているんですか。

○福岡憲宏 9月30日から10月1日の場合の分と、10月23日から10月24日の分と、11月25日から11月26日の分でございます。このところに後ろの交通費の内訳を見ると、2階の方が1人について行ってるだけなので、秘書課がついて行ってへんのかなというふうに判断したのでお聞きしてるんですけども。

○市長 今急に言われても手元に資料がないので分からんんですけど、恐らく全ての出張に秘書は同行しているものと記憶してございます。

○福岡憲宏 そうですか。これ、僕この命令書を見る限りではそうじゃないのかなと思ってたんで、またそれは確認をさせていただきます。すいません。余計な詮索で申し訳ないです。

○議長（筒井 寛） そんなん言うたらあかんやろ。

○福岡憲宏 いやいや。そんなん言うたらあかんやろって、それは私の思いを伝えてるだけなんで、議長。できたらマイクが通らないところで言っていただいたら。また、後でよろしくお願ひします。

これ秘書課が同席しないのは、経費の削減かなって勝手に思っただけなんですね。

じゃあ、丸亀の視察っていうのは、これはちょっと人数は分からんんですけど、10名程度で視察されてるって聞いてるんですけども、これも秘書課がついて行ってるんでしょうが、秘書と秘書課を除いたら残り人数なんんですけども、その方々の役職を教えてください。どんなん方々が何名行かれたか。市長で大丈夫ですか。

○市長 香川県丸亀市への視察につきましては、議員の皆さんからもお勧めをいただいて行ったものでございますが、本来宿泊しても差し支えないようなところでございましたが、経費縮減のためもございまして日帰りで行いました。

これは、本市において新たに整備する予定の複合施設の参考とするために実施したものでございまして、令和6年11月のその視察に参加したのは、私と部長級職員が2名、次長級職員が4名、課長級職員が2名、その他が1名でございます。

○福岡憲宏 丸亀視察を批判しているわけではないので、余計なところまでおっしゃっていただきなくともいいですよ。私が聞きたいことはあるんで、次にね。ちゃんと最後まで聞いていただいたらうれしいんですけどね。

ポイントは、行ったことではなくて、行ってからの話をしたいんですよね。今おっしゃったみたいに、部長が2名、次長が4名、そして課長が2名と、その他は多分秘書課でしょうと。そうなったときに、今その8名の方々がおられるわけですよね、部長、次長、課長。それが今現在どれほど残ってるのか、同じ部署におられるのかという質問をしたいんですよ。それは、どれぐらい残ってるんですか。

○市長 今人事異動もありますので、当該職員がそれぞれ異動の対象となったかどうかについては、私は現時点では把握しておりませんが、複合施設整備事業というの全庁を挙げて

取り組むものでございますので、香芝市複合施設整備基本構想、先般策定した基本構想に当たっては、こういった研修に参加をした職員をはじめとして、所属部署にかかわらずいろんな職員の知見であったり、意見を反映させて策定したものでございまして、特に何か視察が無駄になったとか、そういうことではございません。

○福岡憲宏 注意はしていただけないですか。いや。私が聞いてるのは、無駄になったとか、そんな話はしてないですし、丸亀視察に行っていただいて構いませんという話をしてて、そして何か無駄になったかのように私が話しているように、そんなことは話してないですし、そして人事異動でどうなったかは知りませんって、それは市長が全部把握していない、それは当然ですよ。

ただ、私はしっかりと公室長に事前に通告をいたしました。その中で多分調べてくれるでしょう。調べれないんだったら調べないことは調べない、それは市長は知らないで当然ですよ。私がちゃんと事前通告で、何名行かれましたか、そしてそのうち何名残りますかということをお伺いしたんですよ。市長は知らない、知らないのに手を挙げて答弁されたところでおかしいですよ。

○市長 現時点において、所属の変更が当時からない職員は5人であるとお聞きをしております。

ただ、質問の趣旨がよく分からないので、答えたとしても我々が答弁していないことを曲解して、その後我々が言ったかのようにいつもおっしゃるので、それを市民の皆さんに誤解を招かないように丁寧に答弁をしているということをご理解ください。

○福岡憲宏 8人中5人ということなんですね。4人ですか。えつ。知ってる人が答えてくださいよ。

○市長公室長 部長級、次長級、課長級の8人のうち、残っているのは、所属が変わっていないのは4名でございます。

○福岡憲宏 半分の方が異動しているということですね。別にそれに対して経費が無駄になったとか、そういうことを言ってるんじゃなくて、しっかりと引継ぎ等、そういったことができてるのかというご質問をしたかったんですよ。先走って、何か僕が言うたら何でも悪いように取るのはそろそろやめていただきたいいいのかなと思うんですけども。

その引継ぎ等、そういうことはしっかりとできてる、それでよろしいでしょうか。

○市長 しております。

○福岡憲宏 しっかりと引継ぎができるとの市長の答弁でした。

8人中4人が変わってしまってると、これが現状であるということをお話をしたかっただけです。

あと、別の話で東京へ多くの出張で行ってらっしゃるんですけども、全部秘書課がついて行ってるというふうなことで、この質問に関しては飛ばさせていただきます。

では次に、スクールバスのお話をさせていただきたいんですが、スクールバス、朝7時過ぎですか、職員を配置しているのは、朝夕合わせて3時間、単価が2,000円として、もし毎

日行ってれば45日、ざっくり27万円程度の経費がかかるんですが、これもまた誤解されると困るんですけど、時間外手当がつかない人にそれを見に行けという意味ではないですからね。月に75時間まで健康被害が出ないように頑張れみたいに言う人がおったら最悪ですかね。そんなことを言ってるんじゃなくて、なぜその職員を配置してるので。そもそもそういうことは議会で説明していたことなのかというふうなこと。そして、これは私が勝手に計算してるだけのことなんで、毎日行ってるかどうかはちょっと知らないんで、正しい情報を教えてください。別にお金の話は一切してません。

○教育部長　スクールバスの運行に際しての職員の配置でございます。

まず、関屋小学校のスクールバス試験運行時においては、乗降時における安全確保のため、晴実台停留所においては、保護者に対しスクールバスへの乗降時に児童の安全を確保することに協力するよう求めるほか、関屋駅停留所においては、関屋小学校の教職員の配置をするということとしており、児童の車内への置き去り防止と安全対策を徹底するため、事業開始後の1週間程度においては教育部の職員を配置することとしておりました。それ以降におきましても、バス運行をするために職員を配置することとはしておりませんでしたが、本事業はあくまで試験運行事業であることから、安全対策の手順が適正に実践されているかどうかについて調査を行うために、市長公室の職員が視察したほか、その他、課題の抽出のため、また本事業の実施に係る効果の検証を行うために、教育部の職員を2人程度配置することとしておりました。

ご質問の時間外勤務手当につきましては、6月23日から7月18日までの運行期間につきましては20日間で、手当につきましても約8万9,000円ほど手当が発生しております。

以上でございます。

○福岡憲宏　議会へのご説明とか、そんなんはあったんですか。

○教育部長　スクールバス運行に対しての職員を配置しますということにつきましては、議会への説明はしておりません。

以上です。

○福岡憲宏　分かりました。

最初は、例えば1週間だけ心配だからつけていこう、これは非常に納得をするんですが、今後、このスクールバスをコミュニティバスとうまく運用していくとなった場合に、これまた職員を配置するのかどうかっていうのは非常に疑問なんですけども、これずっと毎回つけてたらなかなか大変なものになりますんで、これは何か工夫がもしできるなら工夫をしていっていただきたいなというふうにお願いします。これは、お願いだけで終わらせていただきます。

では次に、ラウンジのお話をさせていただきたいと思います。

令和6年度の9月議会補正で3,300万円弱の備品購入がありました。議事録を確認すると、委員のほうから個数が述べられてました。机が200、椅子が266、ワゴンが204、庁舎のほう、福祉センターのほうは机が22、椅子が18、ロッカーが10、ワゴンが18という確認があ

って、管財課長のほうからは委員お見込みのとおりと。また、福祉課長のほうからも福祉センターは委員のお見込みのとおりという答弁でした。

委員からは、これ1個当たりの単価は幾らですかという質問に対して、管財課長は椅子の単価は3万円と。委員からは、3万円するんかと。1つ3万円っていいたらかなりの金額になりますよねというご質問に対しまして、管財課長のほうは今回備品の予算額を算定するに当たりまして、メーカーといたしましては5社から見積り徴取しました。全て法人として購入できるカタログのもので同じような仕様のものを選び、それぞれ見積りを徴取した結果、このような単価になるもの、このような形で理解しておりますと。これで予算を可決したんです。

3,300万円の話だから財産の取得になります。次で議案になりました。確認しますと、令和6年12月議会、議第66号財産の取得で1,638万7,800円で承認されておりました。これも議事録を確認すると、安くできましたねと。元は幾らでしたかと。管財課長は、入札予定価格は2,939万2,000円です。約3,000万円弱のものが1,600万円ぐらいで買えたと、半分ぐらいで、まあまあよく頑張ったねと、こういうふうな内容でございました。

この中で、2,900万円の予定価格で1,600万円で落としたと。1,300万円浮いてきてるわけなんですが、ここに関して、この後、ラウンジやカメラの話っていうのはないですよね。ということは、これ議会への説明がないですよね、差額でやろうということ。令和6年度の、はいかいいえでシンプルな質問です、この入札の差金でラウンジとか庁内のカメラとかの経費にしていったということで間違いないですよね。

○総務部長 残予算を活用しまして最適化を図るために執行させていただいております。

以上です。

○福岡憲宏 これ予算の説明なしつて、議会軽視って思われるんじゃないですかなって私自身思ってしまうわけですよ。来週の決算委員会ありますけども、これ大丈夫かなと。委員さんも予算書を見ますと、補正額を見ますと、決算書を見ます。でも、金額が合わない。これどないなってるんですかって、こんなんばっかりになっていくんじゃないのかなと思って。これ決算委員さんがすごく大変だなと思って、今後この決算説明書を何か工夫していくかあかんのかなというふうに私は思ってしまうんですよ。

似たような話になりますが、今度は令和7年度のお話をさせていただきますけども、自習室、これもやったことに対して批判してるわけじゃなくて、大変好評だというふうにおっしゃってるんで。予算の使い方、流用の話なんですけども、これも当初も補正も組んでないから流用ですよね。察するに、金額の大きさから見てパソコン残の予算のを使ったということで、これもはいかいいえかでいいですよ、パソコンかな、ちょっと分からないんですけど、何らかの残予算を使って自習室の予算に充てたということでよろしいですか。

○総務部長 失礼します。こちらにつきましても、課題に対して迅速に対応するべく、効率的かつ柔軟な資源配分を行うための流用を経た上で、公共施設の機能拡充という観点を基に活用先を広げて活用しております。

以上です。

○福岡憲宏　違法か違法でないかのお話をちょっとさせていただくと、例えば議会内で予算が否決されました、補正でもいいですよ、否決されました。否決されたものに対して、例えば市がやりましたと。これは、多分違法なんですよね。ただ、可決もしてない、否決もしてない、審議してないものに使う、これは違法かどうかってちょっと分からないんですけどもね。こっちもちゃんと法律のことは、そこまで私は詳しくないんで、こういった使い方に 대해서はしっかりと調べて、また今後対応していきたいというふうに思いますと。

じゃあ、今もすごく残予算が出てる話が出ましたが、逆の話をさせていただくと、例えば学校の体育館の空調施設の導入の場合、こういうのが前ありました。この予算というのを見積もるのをすごく低く見積もった、これは面積が間違ってたとか、そういうのはあったかもしれません。でも、金額を低く見積もった、そして再度やり直しになりましたと。これが問題になったというんであれば、最初からそんな低く見積もるんじゃなくて大きく見積もつといたほうが褒められるじゃないですかと。余った分、何か使えると。こんなふうになったら、ちょっと僕は予算の組み方としておかしいのちゃうかなというふうには思いますと。

じゃあ、その予算を考えるときのお話ですが、今度はエアコンの話ですけども、学校施設環境改善交付金の活用をするのか、緊急防災・減災事業債を活用するのか、こういったことを最終的に決定するというのはどこの部署、どなたになっていくんでしょうね。

○総務部長　現状で申しますと、総務部長名で発出した文書の通達によりまして、国庫支出金や県支出金を最大に活用しつつ、普通交付税による措置率が最も高い地方債との比較検討を進めるように通知しております。最終的な財源の選択に当たりましては、これらの検討結果を整理した上で、市長に報告しまして予算編成を行うこととしております。

おっしゃってるエアコンのときでございますが、こちらにつきましては環境改善交付金を活用する旨の手続で進めておりましたが、議員おっしゃるように延べ床面積、教育部において対象となる延べ床面積に誤りがあったため、あと積算する工事単価に誤りがあったということで、実質負担額が高額になることを抑えるために、最終的には緊急防災・減災事業債を活用することにしたという経緯がございます。

以上です。

○福岡憲宏　基本的には、だから最終的には財政のほうからお話をして、市長、副市長という予算権限のある人がこれに対して決めていくと、こういうことですね。分かりました。僕もそう思ってました。

最後、まとめをさせていただくと、住民の代表機関である議会というのが毎会計年度の事業開始の前にあらかじめ予算を議決する、あらかじめですよ、あらかじめ。当該年度に入ると、執行機関はその予算を適正に執行する。議会への説明がなさ過ぎる令和6年度の決算。地方自治体の財政民主主義は予算制度ですと。過去の決算委員会などを見てますと、私のときですけど、計画の状況変更などの検証を行わずに予算執行したことを理由に不認定だった、こういったことを記憶しております。令和6年度決算におきましても、例えばスマート

横断歩道の件とかが似たような内容になるのかなというふうに思います。

市長も職員が説明なしに執行してるとの内容を個人的なＳＮＳで発信されておりました。市長が認めてないことを執行されている令和6年度の決算であると。議会への説明も、今お話をさせていただいたようにあまりない、そのまま執行されてるということ。これが令和6年度の決算だったのかなというふうに思います。

決算委員会は、来週でございますので、しっかりと議論をしていただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。